

北薩トンネル技術検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 北薩トンネルで発生した変状に対する原因究明及び復旧工法を検討する場として、北薩トンネル技術検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、専門的な立場から、今回の事象に至った原因究明、復旧工法についての検討及び技術的提案を行う。

2 委員会は、前項に基づき鹿児島県が発注した工事について、フォローアップを行う。

(委員)

第3条 委員会の委員は、トンネル、地盤や地質等に関して優れた見識を有する者のうちから、鹿児島県土木部長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、原則3年とする。ただし、補欠として選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の事務を総括する。

3 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員等の半数以上の出席をもって開催されるものとする。なお、委員会の出席は、WEB会議方式でも可能とする。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員長が適当と認める者に対して、会議への出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、鹿児島県土木部道路建設課及び道路維持課において処理する。

(情報公開)

第8条 委員会の本要綱及び委員名簿は公表するものとする。

2 委員会は非公開を原則とする。ただし、委員会における配布資料、議事要旨及び審議結果は公表とする。

また、個人情報等公表することが適切でないと判断される資料については、委員会の了承を得て公表しないものとする。

(守秘義務)

第9条 委員会の委員及び第6条第3項の規定により委員会に出席した者は、委員会において知り得た情報であって個人情報等公表することが適切でない情報を漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月12日から施行する。